

CBD/ABS セミナー
**「生物多様性条約第12回締約国会議及び、
名古屋議定書の第1回締約国会合の報告会」**

日時：平成26年11月19日（水）10:00～12:00

場所：JBA会議室

～プログラム～

10:00～10:05 挨拶

経済産業省 生物化学産業課 田村 道宏

10:05～10:35 名古屋議定書の第1回締約国会議の状況

JBA 井上 歩

10:35～11:00 生物多様性条約（CBD）第12回締約国会合結果報告

経済産業省 生物化学産業課 田村 道宏

11:00～11:20 バイオインダストリー協会のABSサポート活動

JBA 野崎恵子

11:20～11:40 名古屋議定書の国内動向について

JBA 井上 歩

11:40～12:00 総合討論及び質疑応答

COP12の開催

■期間：2014/10/6(月)～10/17(金)

■場所：韓国・平昌(ビョンチャン)
(Alpensia Convention Center)

■カルタヘナ議定書COP-MOP7

2014/9/29(月)～10/3(金)

■名古屋議定書COP-MOP1

2014/10/13(月)～10/17(金)

**名古屋議定書の第1回締約国会議
(COP-MOP1)の状況**

平成26年11月19日

CBD/ABSセミナー

生物多様性条約第12回締約国会議及び
名古屋議定書の第1回締約国会合の報告会

一般財団法人バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所

JBA 生物多様性条約、CBD、議定書

地球環境関連条約

■国連環境開発会議
(リオ・サミット)
1992年開催

■生物多様性条約
1992年採抲、93年発効
加盟 192+EU
19条3項、6条(3)、17条
15条、8条(3)

■気候変動枠組条約
1992年採抲、94年発効
加盟 193+EU

■カルタヘナ議定書
2005年採抲、03年発効
加盟 161+EU

■名古屋議定書
2010年採抲、14年発効
加盟 50+EU

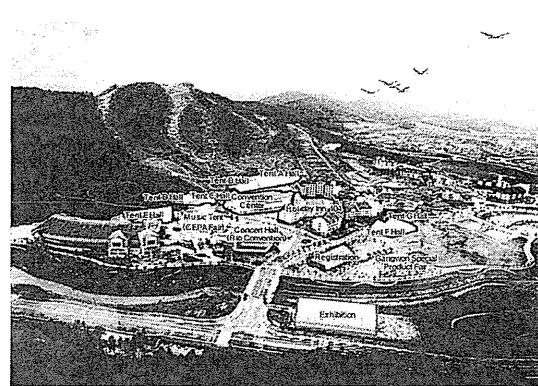
■京都議定書
1997年採抲、05年発効
加盟 189+EU

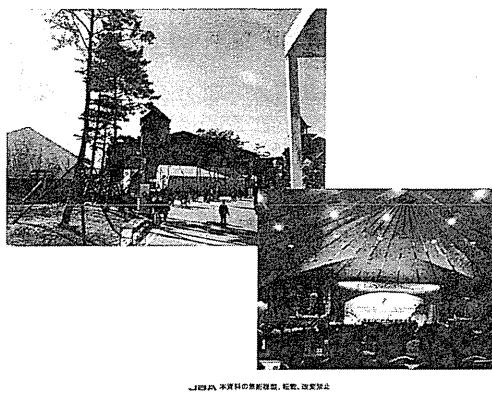
■名古屋・カララン
フル持続開発
2010年採抲

JBA 生物多様性条約、CBD、議定書

JBA 生物多様性条約、CBD、議定書

3





COP-MOP1

■ 2014年10月12日：名古屋議定書発効

■ 期間：2014年10月13日～10月17日

■ 場所：韓国・平昌(ピョンチャン)
(Alpensia Convention Center)■ 参加者：51締約国・地域、3批准国、オブザーバー国、
関連機関、市民団体、住民団体等

■ 日本政府代表団：約30名

外務省、環境省、農林水産省、経済産業省、文部科学省

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

6

名古屋議定書の締約国

(2014年10月12日現在：50加盟EU (7/14以降の批准3カ国)

先進国	7	EU、デンマーク、ハンガリー、メキシコ、ノルウェー、スペイン、スイス
アフリカ	22 (2)	ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コモロ、コートジボアール、エジプト、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、ケニア、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、モサンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セーシル、南アフリカ、スードン、ウガンダ、(ギニア)
アジア	8	東南アジア(4)：インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム 南アジア(2)：ブータン、インド 東・中央アジア(2)：モンゴル、タジキスタン
中南米	6	グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、パナマ、ペルー、ウルグアイ
大洋州	4	フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ
中東	2 (1)	ヨルダン、シリア、(アラブ首長国連邦)
東欧	2	アルバニア、ベラルーシ

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

議題

議題1：開会

議題2：議題の採択

議題3：名古屋議定書の締約国会議としての役割を果たす締約国会議の手続規則の採択

議題4：組織的算定

4.1. 役員の選出

4.2. 作業の手順

議題5：COP-MOP1代表団委任状に関する報告

議題6：名古屋議定書政府間委員会の報告

議題7：名古屋議定書の締結・実施状況に関する情報及び意見の交換

議題8：ABSクリアリング・ハウス及び情報交換(第14条)

議題9：ニタリック及び報告(第29条)

議題10：名古屋議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力についての手続及び制度的な仕組み(第30条)

議題11：契約条項の體型、行動規範、指針及びベスト・プラクティス又は基準(第19条及び第20条)

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

8

議題(続き)

議題12：資金メカニズムの指針(第25条)

議題13：名古屋議定書実施のための賛同員の指針

議題14：他の国際機関、条約、イニシアチブとの協力

議題15：名古屋議定書発効後2年間のプログラム予算の策定

議題16：条約及び議定書の構造及びプロセスの効率化

議題17：能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化を支援するための措置(第22条)

議題18：伝道資源及び伝統的知識の重要性を啓発するための措置(第21条)

議題19：地球規模の多国間利益分配の仕組みの必要性及びその態様(第10条)

議題20：第2回名古屋議定書の締約国会議としての役割を果たす締約国

会議の日にちと場所

議題21：その他の事項

議題22：報告書の採択

議題23：閉会

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

9

議題10. 議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力についての手続及び制度的な仕組み(第30条)

議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力についての手続及び制度的な仕組み(第30条)は、本来、議定書の締約国の議定書の遵守に関する規定。

しかし、EUはBS会議への不遵守を、この遵守の仕組みの中で取り扱うのか、扱わないのか」という問題を持ち込んだため、議論が勃発。

さらに、「原住民社会及び地域社会(ILCs)の代表の取り扱い」も論議。

2011年のCOP12、その後の専門家会合、2012年のCOP11、2014年のCOP13で議論されてきた。

[主な論点]

・国内AGS措置への不遵守を、この遵守の仕組みの中で取り扱うかどうか

・原住民社会及び地域社会(ILCs)の代表の取り扱い

・決議方法

・遵守委員会の審議のトリガー

・オンブズマン制度の導入

今回のCOP12及びCOP-MOP1においても、本会合と並行してコンタクト・グループが設けられ、精力的に議論が行われた。その結果、次の決議案が採択された。

なお、オンブズマン制度に関する文言は、削除された。

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

11

議題8. ABSクリアリング・ハウス及び情報交換(第14条)

●ABSクリアリング・ハウス(ABS-CH)に関しては、これまでハイライトフェーズが実施されてきた。
●名古屋議定書の発効を受け、COP-MOP1では以下の決議案が採択され、ABS-CHの本格運用が開始された。

決議案(UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/L.8)(抜粋)

2. ABS-CHの実施に関する事務局長を補佐し、技術的・実務的問題に対し技術的なガイダンスを提供するため、非公式アドバイザリーコミッショナーを設置することを決定する。
4. 付属書のABS-CHの運用の監督を採択する。
6. ABS-CHの実施及び運用を評価する専門機関を、COP-MOP2で検討することを決定する。
7. 事務局長に対し、ABS-CHの実施を要請する。
8. 1つの政府窓口、あるいは2以上の内閣府、1つのPublishing authority、及び、必要な場合に応じて、1あるいは2以上のNational authorized usersを指定するよう、締約国に求め、非締約国に要請する。
9. 締約国に対し、議定書で義務付けられている情報を可能な限り速やかにABS-CHに提供し、ABS-CHの実施及び運用に関する情報を、引き続き事務局長にフィードバックするよう強く要める。
10. 非締約国、国際機関、原住民社会及び地域社会、及び、関連する利害関係者に対し、関連する情報をABS-CHに提供し、事務局長に、ABS-CHの実施及び運用に関する情報をフィード・バックするよう要請する。

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

10

議題10. 議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力についての手続及び制度的な仕組み(第30条)

決議案(UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/L.8)(概要)

取り扱うのは、議定書の遵守に関する事案。

遵守委員会の設置を決定。遵守委員会は、MOPとMOP間に少なくとも1回開催される。

遵守委員会の構成：国内の5地域グループそれぞれ3名、計15名の委員(ILCsを含むこととする)。

別途オブザーバーとしてILCsから指名された2名の代表が出席するが、決議からは除外される。

また、ILCsに係わらない道徳の委員には参加できない。

決議方法：委員会の出席数は2/3(10名)。

コンセンサスを得るため、全ての努力を払う。どうしてもコンセンサスが得られない場合には、最後の手段として、「出席・投票者の3/4あるいは8名」のどちらが多い方により採決される。

・委員会への審議のものとなる情報：

(a) 各国の報告を通り、またはABS-CHから得られる情報

(b) 次に並づく事務局からの情報

(i) 締約国の報告の完全性あるいは正確性に関する情報

(ii) 締約国からABS-CHに提出された情報の完全性あるいは正確性に関する情報

(iii) その他、直接に影響を受けるILCsから事務局に提出された、名古屋議定書第12条(1)の遵守に関する情報

JGDA:本資料の無断複製、転載、改変禁止

12

議題19. 地球規模の多国間利益分配の仕組みの必要性及び趣様(第10条)

名古屋議定書第10条には、次のように規定されている。

「締約国は、道伝資源及び遺伝資源に関する伝統的知識が、国境を越えて存在する場合、又は事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合に、その利用から生じる利益の公正かつ公平を保証するため、地球規模の多国間利益分配の仕組み(GMBSM)の必要性及びその趣様について検討する。」

これは、すなわち生物多様性条約効力以前の「事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合」に既得した遺伝資源についても利益分配が求められる余地、すなわち「適及性」を廃した規定となっている。

先進国は、名古屋議定書の「適及性」を否定しているが、アフリカ・グループは依然としてこの10条を是非取りして、過去に通り、利益配分を求めるようしている。

この10条に因して、名古屋議定書採択以降の国際会議(ICNP-1, ICN-2, COP11, ICNP-3)では、今後も議論に向けての準備が進められてきた。

今回のCOP-MOP1においても、ICNP-3の勧告を受け、次のように決議され、COP-MOP2以降の議論に向け、さらに準備を進めたこととなった。

JISX6316:本資料の転載複数、転用、改変禁止

13

議題16. 条約及び議定書の構造及びプロセスの効率化

COP12のABS関連議題「議題18:アクセスと利益配分」

COP12 議題30「条約の構造とプロセスの効率向上」

決議案 (UNEP/CBD/COP/12/L.11) (一部)

3. COP、カルタヘナ議定書COP-MOP、名古屋議定書COP-MOPを、2週間以内で開催することを決定。

6. COP、カルタヘナ議定書COP-MOP、名古屋議定書COP-MOPの同時開催について、COP14及びCOP15において評価することを決定。その評価基準には、次を含み得る。

(a) COPの代表と同様に、開発途上諸約国、特に、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行諸約国代表の効果的なフル参画。

(b) COP、カルタヘナ議定書COP-MOP、名古屋議定書COP-MOPの成果の効果的な実現

(c) 条約と搭載費の更なる統合

(d) 費用効果

JISX6316:本資料の転載複数、転用、改変禁止

15

議題19. 地球規模の多国間利益分配の仕組みの必要性及び趣様(第10条)

決議案 (UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/L.9)

1. 締約国、その他の政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、関連する利害関係者に対し、次に関する見解を、事務局長に提出するよう要請する。

(i) GMBSMの必要性をサポートする、2者間のプロトコールではカバーされない状況。

(ii) GMBSMとして考慮される結果及びその前段と他のシナリオとの関連性に関する情報、及び、

(iii) 第10条に関する専門家会合の報告書(UNEP/CBD/ICNO/3/5)のパラグラフ23に特定された更なる検討が必要な部分。

それらの見解には、可能な場合には、名古屋議定書の実施に向けた活動から得られる経験に対する見解も含まれ得る。

2. 事務局長に対し、以下を要請する。

(a) 上記パラグラフ1に対し、提出された見解のとりまとめを作成すること。

(b) 資金が利用可能な場合には、以下に関する調査研究を委託すること。

(i) 名古屋議定書及び他の利害関係者の間の仕組みの開発や実施に伴い得られる経験、及び、

(ii) 生息域外及び生息域内の遺伝資源、道伝資源に関する伝統的知識、及び、国境を越える場合に関連したケース・スタディを含む、他のプロセスで実施中の活動との関連性。

(c) 資金の利用が可能な場合には、上記パラグラフ1に述べられた、さらに検討が必要な部分について、共通の認識に至るという観点から、上記サブ・パラグラフ(a)及び(b)で述べられた見解のとりまとめと検討をレビューするために、地域的にバランスのとれた専門家会合を招致し、COP-MOP2での検討のために、その検討結果を提出すること。

JISX6316:本資料の転載複数、転用、改変禁止

ご清聴、ありがとうございました。

COP13は、
2016年11月に、
メキシコのロス・カボス(Los Cabos)で
開催の予定です。

JISX6316:本資料の転載複数、転用、改変禁止

16

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity(CBD)) 成立までの経緯

- 生物は食料、医療、科学等に幅広く利用されているが、現代社会では、野生生物種の絶滅が進行し、生態環境悪化や生態系破壊に対する懸念が深刻なものとなっていた。
- 生物多様性条約は、希少種の取扱割りや特定の地域の生物種の保護を目的とする国際条約(ワントン条約、ラムサール条約)を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行ったため、1992年に採択され、1993年に発効した。
- 1992年に開催された国連環境開発会議(UNCED)では、日本、米国、アジュンダ21、森林原則等が合意・採択され、CBD、気候変動枠組み条約が署名のために開設された。

条約の目的	機能
①生物多様性の保全 ②生物多様性の持続可能な利用 ③直轄資源の利用から生ずる利益の公正で衛 平な配分 (ABS: Access and Benefit-Sharing)	● 日本を含む193ヶ国が批准 (米国は未加盟) ◆ 条約の目的の実現を着実に推進していくため、締約国会議(COP)を2年ごと開催。 ◆ 事務局はカナダ・モントリオールに設置。職員数は約60名。事務局予算は約14百万ドルで、我が国の負担は約13% (2015-2016)
● 生物多様性の保全 ● 生物多様性の持続可能な利用 ● 直轄資源の利用から生ずる利益の公正で衛 平な配分 (ABS: Access and Benefit-Sharing)	● 生物多様性の保全 ● 生物多様性の持続可能な利用 ● 直轄資源の利用から生ずる利益の公正で衛 平な配分 (ABS: Access and Benefit-Sharing)

3

生物多様性条約 (CBD) の主な規定

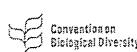
- 条約の規定を実施するため、条約発効後においても、カルタヘナ議定書、名古屋議定書等が採択され、法的な効力を有する枠組みの創出が行われた。
- 条約の目的を達成するため必要な資金を確保するための条約第20条、第21条の資金に関する規定の実施が、第1回締約国会議以降、継続して、大きな課題として議論がなされてきた。
- 生物多様性の状況をモニターや指標としているが、それらの指標が定まっておらず、指標に関する検討が条約発効後も継続されることになった。

(生物多様性条約の規定とその後の主な展開)

- 全体 - 生物多様性戦略計画・目標設定、ビジネスと生物多様性等
- 第6条: 保全及び持続可能な利用のため一般的な措置 他 → 生物多様性国家戦略
- 第8条(i)項: 原住民の社会及び地域社会 → 原住民等の伝統知識等への対応の検討
- 第15条: 遺伝資源の取得の機会 他 → 名古屋議定書
- 第19条: バイオテクノロジーの取り扱い及び利益の分配 他 → カルタヘナ議定書
- 第20条: 資金及び第21条資金供与の制度 → 資源貢献枠組、(革新的)資金メカニズム

4

生物多様性条約等の概観



生物多様性条約 (CBD) 及び議定書の骨格

第10回締約国会議 (10th Conference of the Parties (COP10)) の概要

開催概要

- 開催場所: 名古屋国際会議場
- 開催期間: 平成22年 10月18日～29日
- 総長国: 日本・COP10の席で総長国に任命され、期限はCOP11まで。
- COP10総会の議長は我が国環境大臣
- 参加登録: 約13000名 (179ヶ国の政府代表、国際機関、NGOなど)
- 関係省庁: 外務、環境、経産、農水、文部、厚労、文科等

主な成果

- 新戦略計画・愛知目標(ポスト2010年目標)の策定
- 2050年までの長期目標として、自然と共生する世界の実現が掲げられ、20の愛知目標として生物多様性の損失を止めることに取り組む方針が示されたこととされた。
- 20の別別目標として個別目標が策定され、各國の生物多様性戦略の中に組み込んでいくこととされた。
- 遺伝資源のアクセスと利益分配に関する名古屋議定書
- 遺伝資源の権利化と利用権利に関する名古屋議定書
- 責任と救済に関する名古屋・アラランブル補足議定書
- 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ透明な配分に関する名古屋議定書
- 生物多様性条約(CBD)の審議の枠組み(COP12以降)

第11回締約国会議 (11th Conference of the Parties (COP11)) の概要

開催概要

 - 開催場所: インド・ハイデラバード
 - 開催期間: 平成24年 10月8日～19日
 - 総長国: インド(環境・森林省)
 - 我が国代表: 浜田環境大臣 浜本幹太郎閣議出席
 - 参加者: 政府代表、国際機関、NGOなど(約9千人)
 - 参加省庁: 外務、環境、経産、農水、文部、厚労、文科等

主な成果

 - 愛知目標達成に向けたモメンタムを維持
 - 暫定的なものながら、開発途上国が求める、開発途上国等への開拓的資金フローに沿うる目標の合意に成功したことから、COP10で採択された愛知目標達成に向けたモメンタムを維持。
 - 資源動員戦略の目標の設定
 - 2006～2010年の平均値を暫定的なベースラインとして、途上国等への開拓的資金フローを2015年までに倍増し、2020年まで維持。途上国等は生物多様性の優先課題を上げる。
 - 途上国等は少なくとも75%が支出、資金ニーズ等を報告。
 - 途上国等は少なくとも75%が資金計画を作成。
 - 最終的な目標採択に向けて、進捗状況を評価。

GBO4 (Global Biodiversity Outlook 4)
地球規模生物多様性概況第4版について

第12回締約国会議 (12th Conference of the Parties (COP12)) の概要

開催概要

 - 開催場所: 韓国・ソウル
 - 開催期間: 平成26年 10月6日～17日
 - 総長国: 韓国(環境省)
 - 我が国代表: 北村環境副大臣
 - 参加者: 政府代表、国際機関、経済界、NGOなど(約3千人)
 - 参加省庁: 外務、環境、文科、農水、文部、厚労、国土交通省

主な結果

 - ピョンチャンロードマップとしての終結の合意
 - ◆GBO4、愛知目標等の達成の中間評価、資源動員等の主要な決定について、ピョンチャンロードマップとして記載されることを合意。
 - 資源動員戦略の目標の設定
 - 受取目標200万下、2006～2010年の平均値をベースラインとして、途上国等への開拓的資金フローを2015年までに倍増し、2020年まで維持。途上国等は生物多様性の優先課題を上げる。
 - 生物多様性に必要な資金のギャップを埋めるために、国内の資金並みから財政資源を动员すること。
 - 最終的な目標採択に向けて、COP13で進捗状況を評価し、適切な対応の必要性を検討。
 - CBDの構造改革、下部機構の設置等
 - ◆COP12と並行して名古屋議定書締約国会議が、韓国・非締約国等の国別によって実施的に開催。COP13では、カルガリーハヘ議定書の植物保護ももって開催される予定である。現在のハイレベル会議は、今後CBDのハイレベル会議に統合されることとなる。
 - ◆生物多様性の進歩の評価等を行うGHLI(スルビシティボディof Implementation)を設置し、COP13前に1回開催を決定。

CBDにおける合成生物学(Synthetic Biology)の議論について

CBDにおける合成生物学の議論に關わる基本的な認識等

開催概要

 - 開催場所: 韓国・ソウル
 - 開催期間: 平成26年 10月6日～17日
 - 総長国: 韓国(環境省)
 - 我が国代表: 北村環境副大臣
 - 参加者: 政府代表、国際機関、経済界、NGOなど(約3千人)
 - 参加省庁: 外務、環境、文科、農水、文部、厚労、国土交通省

主な結果

 - 分子生物学、情報処理等の急速な進展を受けて、従来の組換え技術との優位性の比較で、合成生物学という用語を用いる企業、研究者等が海外で増加
 - 合成生物学が具体的に何を指すのかの合意、整理等は専門家等の間でもなし
 - CBDでは、COP11前から合成生物学について、CBDとして新しい議題として取り上げるかどうか議論を行っているところ。

CBDの議論から想定される合成生物学として議論されている範囲のイメージ

合成生物学技術

 - 遺伝子組換え技術 (幅広い産業分野等で広く応用、実用化)
 - GM生物 (GM生物(生存しているもの)、構成物、製品)
 - SB生物、構成品、製品等

* 合成生物学から遺伝子組換え技術の何が除外されるか、何が重なるのかは現段階では不明。

COP12後のCBDにおけるABSの取り組みの今後の流れ

CBDと名古屋議定書との接合部分の課題に対する統合的なアプローチの方法等について、CBD及び名古屋議定書に基づき各国から提出される取り組みの報告書、その他の情報を探査し、事務局が資料(note)を取りまとめてこととなった。

COP12 & COP-MOP1(韓国 ピョンチャン 2014年10月)
(※名古屋議定書の暫定報告書の様式の探査)

(CBDのABSの規定に関する報告事項、様式等について、議論される見込み。)

SBI1? (2016年初夏?) (※COPに向けた動向取りまとめ)

COP13 & COP-MOP2(メキシコ ロス・カボス 2016年11月)
(※ 国別報告の様式等を決定)

- 名古屋議定書国別暫定報告の提出締め切り(2017年秋?)
- CBD第6回国別報告書提出締め切り(2018年3月?)
- CBD事務局による統合的対処方針の提案取りまとめ

SBI2 (2018年初夏?)

COP14 & COP-MOP3(2018年秋?) (※統合的アプローチの検討)

今後に向けて

21

ご清聴ありがとうございました

22

「バイオインダストリー協会の
ABS支援活動」

平成26年11月19日
COPMOP報告会
野崎恵子
No Access, No Benefit

ABS支援ツール

1. 遺伝資源へのアクセス手引
2. 情報提供
①専用ウェブサイト(mabs.jp)
②各種セミナーの開催
3. 相談窓口
4. 各国ルートの開拓、2国間セミナーの開催

1. 遺伝資源へのアクセス手引(第2版)
H17~、H24に名古屋議定書に対応
METI承認のガイドライン、基本原則、用語、
Q&A、英語版あり(相手用)
無料配布
内容:
1. 一般的事項(背景及び目的、適用範囲、基本的考え方、用語の説明)
2. アクセスと利益配分の手順(政府窓口、事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件、利益分配、遵守、紛争解決)
3. その他事項(組織内の管理システム)
4. JBA及び経済産業省の役割

2. 情報提供
①専用webサイト(MABS.JP)
・各国情報(アジアを中心)
・資料室
訳:CBD、ボン・GL、名古屋議定書
過去セミナー資料、NCIのMOU
委託事業報告書(H15~)
・リンク
・相談入力フォーム
②各種セミナー
・オープンセミナー、説明会(EU規則、H25,2月)、企業内、大学、学会(依頼ベース)
国際会議参加報告、セミナー報告及び資料、各国現状調査報告、国際会議公式報告書和訳、他の関連国際交渉状況(WIPO,UNCLOS,TK)

3. 相談窓口

- ・無料・守秘
- ・メール、電話、面談
- ・過去520件
- ・主な相談内容(より具体的にお話頂くと回答しやすいです)
 - 自分の持っているものは遺伝資源(名古屋議定書の対象)だろうか?
 - 手続きは必要? 手続きは? 契約の内容
 - 基礎研究なのだが。資源の海外への移転
 - 相手が不要と言っているのだが、打開策は?

本年度の活動

平成26年度環境対応技術開発等 (生物多様性総合対策事業)

- 遺伝資源に円滑にアクセスできる環境の整備
 - ・遺伝資源利用の実態調査
 - ・海外調査(11/24-25: ICC ABS WorkOUT)
 - ・ABSに関する相談窓口の設置
 - ・ABSに関する情報発信(webサイトの運営、更新、セミナー開催(11月:東京、九大、12月:乳酸菌学会)
- 國際交渉の支援
 - ・専門家を招聘した委員会の開催
 - ・国際ワークショップの開催(H27.2月:EU規則)
 - ・国際交渉等への出席(COPMOP1:10月韓国)

4. 各国ルートの開拓

- 開拓
 - ・1991～METI委託事業にてフィジビリティスタディ開始
 - アジア諸国とのお付き合い開始
 - ・1993～NEDO事業にて連携開始
 - ・2000 NITE・BRC設立(CBDに則った、アジア各国と微生物の調査、移転、利用、MOU締結)
- 二国間セミナー
 - 中国、モンゴル、ベトナム、タイ、インドネシア、インド、オーストラリア:政府当局者を招聘

名古屋議定書の国内動向について

平成26年11月19日

CBD/ABSセミナー

生物多様性条約第12回締約国会議及び
名古屋議定書の第1回締約国会議の報告会

一般財団法人バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所

JISDN 不要料の原則復活、有料、改定禁止

「あり方検討会」以降の状況①

【あり方検討会報告書】
2014年3月20日 発表稿 (http://www.env.go.jp/press/press.php?serid=17917) (下線:JBA)
5. 国内指標の検討の今後の進め方
本検討会の終了後の次のステップとして、本報告書を踏まえて、学术界、産業界及びNGOを含めたオールジャパンの体制の下で、関係省庁が一丸となり議定書の趣旨に必要な国内指標の検討を進めるべきである。(中略)
現状では、実際を踏まえた日本の国内指標の対象範囲が明確にならなければ、影響を受ける学術分野や産業分野等を正確に把握することも容易ではない。国内指標の検討は、周囲する主要な学術分野や産業分野の具徳の議論をイメージできる程度まで遺伝資源等の利用実態を把握した上で、他国の国内指標の趣旨に係る動向も見据えつつ進めるべきである。このため、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先議題として取り上げ、国内指標検討の取組を効率化すべきである。(以下、略)

■ 学術界、産業界も含めた体制
■ 関係省庁が一丸となって
▶ 関係省庁連絡会作業部会で検討中。内容は公表されていない。

■ 遺伝資源の利用実態の把握
■ 他国の動向も見据えつつ
▶ 各省庁で関連事業を実施中。

「あり方検討会」以降の状況②

■ 7月14日：批准国が50カ国に達す

■ 7月15日：石原環境大臣記者会見

(名古屋議定書が採択された) COP10は名古屋で開かれており、議長は日本ですが日本の責任が非常に重要だと私は思っています。現在、国内指標について関係省庁での検討がだいぶ積み上がりつつあります。出来る限り早期の締結と、2015年の来年にかけては国内指標の実施を目指して、着実に進めていくことが日本の責任だと考えています。

■ 10月6日：COP12開幕

■ 10月12日：名古屋議定書発効

JBA 不要料の原則復活、有料、改定禁止

日本のこれまでの動き

■ 平成24年9月28日 報道発表

「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定

■ 可能限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内指標を実施することを目指す。

■ 平成24年9月 環境省

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」設置

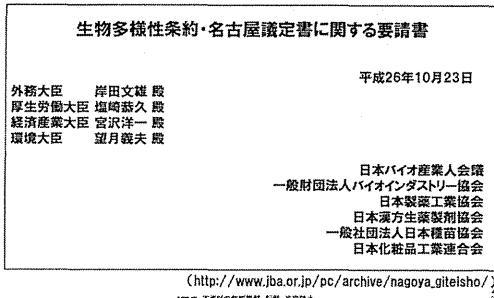
■ ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学術界の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(以下、「検討会」といいます。)を環境省が設置。

■ 平成24年9月14日～平成26年3月3日の間に、16回開催。

資料、参考文献等: <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>

名古屋議定書に関する要請書の提出

*当初、平成26年10月7日に、5団体で提出。その後、社工連が参加し再提出。



1. 生物多様性条約・名古屋議定書

生物多様性条約

●1993年12月29日：発効（米国は未締結）

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

名古屋議定書

- 2010年10月29日：名古屋で開催されたCOP10で、採択
●2014年10月12日：発効見込み

生物多様性の保全に関する取決めではなく、遺伝資源を提供する側と遺伝資源を利用する側との利益配分に関する枠組みを定める、すこぶる経済的な性質を持つ国際的取り決め。

4. 中小企業や研究開発への影響

●中小企業者に対する配慮が規定されていない。
⇒突然、利益配分を求められ、事業活動が維持できなくなる恐れがある。

●研究開発に対する配慮も十分には規定されていない。

⇒海外の遺伝資源を利用した研究開発自体が後退し、成果の実用化も見送られる可能性が高い。

[要請]中小企業や研究開発への配慮が十分に検討されなければ、我が国は批准すべきではない。

2. 名古屋議定書の問題点

●2010年民主党政権下、政治主導の下、産業界との調整を経ずに採択。

●内容が曖昧で、多くの問題が残されている。

・過及性（過去に遡って利益配分を求められる恐れ）

・一般流通品の取り扱い

・派生物*の取り扱い

・中小企業や研究開発への配慮

*遺伝子改良又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学的化合物をいい、遺伝の機能的な単位を有しないものも含む。

これらについて、提供国側が一方的に義務の内容を法定化し、日本政府が日本の企業に対して、提供国の法令の内容を問わず遵守を求める構造になり得る点が甚大な問題。

[要請]「名古屋」という日本の都市の名称が付された議定書であるが、批准に向けた議論を行うにあたっては、拙速に走るべきではなく、是非、内容をひとつひとつ丁寧に検討していただくとともに、産業界との調整を十分に経た上で結論を出していただきたい。

3. 過及適用により影響を受ける産業規模

■【遺伝資源】現実の又は潜在的な価値を有する、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材。

■過及適用により影響を受けうる産業規模は、最大21兆円（2012年度ベース）。（北内）

食料品	14.6
医薬品（天然由来のもの、推定）	2.7*
化粧品	2.3
健康食品・サプリメント	1.5
合計	21.1

*出荷額95,062億円に「天然物及びその加工物体」の比率28%（Newman, 2003）を乗じた額

[要請]各国の対応状況が蓄積され、過及性が確実に否定されると判断できる段階になるまで、我が国は批准を避けるべきである。

研究開発への影響

名古屋議定書加盟の見込み

研究結果の実用化の際に、過大な利益配分や法的手続きを必要となる可能性大

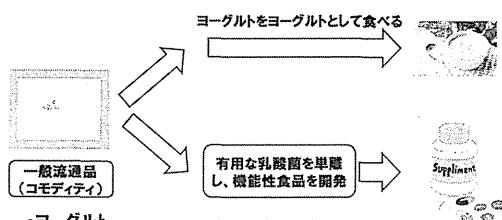
大学・研究機関での研究成果を企業が利用しなくなる

大学・研究機関での研究成果の実用化を見据えた研究が後退

実際に研究目的を基礎研究に絞り込まざるを得なかつた事例が発生している

一般流通品（コモディティ）の取り扱い

食料品として日本に輸入され、スーパーマーケットで売られている一般流通品（コモディティ）を購入し、研究開発に利用する場合、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の対象となるのか？また、その場合、いつ、誰に対し、手続きをとればよいのか？



ご清聴ありがとうございました。

＊＊プログラム＊＊

司会進行：佐々木博美（JLOM事務局）

2014年度シンポジウム

「日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況」

日 時：2015年1月31日（土）14:00～17:00

会 場：飯田橋レインボービル1F C+D会議室

【主催】平成26（2014）年度厚生労働科学研究委託費（地域医療基盤開拓推進研究事業）「ISO/TC249における国際規格策定に資する科学的研究と調査および統合医療の一翼としての涼方・鍼灸の基盤研究」分担研究（分担研究者：小野直哉）

【後援】日本東洋医学サミット会議（JLOM）

【開会挨拶】14:00～14:05 石川 友章（JLOM議長）

【講 演】座長：小野 直哉（公益財団法人未来工学研究所）

1. 14:05～14:25 日本の伝統医学を取り巻く国際情勢の概要 小野 直哉（公益財団法人未来工学研究所）

2. 14:25～14:55 名古屋鑑定書をめぐる概況
－欧洲連合(EU)における実施の現状－
炭田 精造（一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）生物資源総合研究所）3. 14:55～15:25 伝統的知識に関する国内外の最新動向
田上 麻衣子（東海大学法学部）

＊＊＊ 休憩（15:25～15:40）＊＊＊

4. 15:40～16:10 生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響
伝統的知識（伝統医学知識）データベース利用の現状と将来

森岡 一（国立遺伝学研究所）

【討 論】16:10～16:55

座長：小野 直哉（公益財団法人未来工学研究所）

【閉会挨拶】16:55～17:00 東原 俊宏（代表研究者）

■ 炭田 精造（すみだ せいぞう）

一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）生物資源総合研究所

略歴：

昭和44年6月 米国カリフォルニア大学大学院博士課程修了、Ph.D.（生化学）
昭和44年10月 住友化学工業株式会社に入社
昭和57年9月～ 同社・生命工学研究所主任研究員等歴任
平成3年6月 綜合協力開発機構（パリ）・科学技術産業局・主管行政官
平成6年から 財團法人バイオインダストリー協会・安全管理部長
平成13年4月 同協会常務理事・兼生物資源総合研究所所長
平成19年4月 同協会技術顧問・兼生物資源総合研究所所長
平成23年4月 一般財團法人バイオインダストリー協会・技術顧問

■ 田上 麻衣子（たのうえ まいこ）

東海大学 法学部

略歴：

<学歴>
平成10年3月九州大学法学院卒業
平成12年3月九州大学大学院法学院法律研究科修士課程修了
平成16年3月九州大学大学院法学院博士後期課程修了

<職歴>

平成14年4月～平成17年3月 特許庁総務部技術調査課 工業所有権調査員
平成17年4月～平成20年3月 東海大学法学院法律学科 専任教師
平成20年4月～現在 東海大学法学院法律学科 専任教師

専門

知的財産法

研究内容

伝統的知識の保護、生物多様性条約（CBD）と遺伝資源に係るアクセス規制、
国際的な知的財産権の保護など

■ 森岡 一（もりおか はじめ）

国立遺伝学研究所

略歴：

昭和48年3月 京都大学農学部農芸化学生卒業
昭和50年3月 京都大学農学研究科農芸化学生修士課程終了
昭和53年3月 京都大学農学博士
昭和59年10月 米国国立衛生研究所糖尿病・消化器腎臓病研究所 研究員

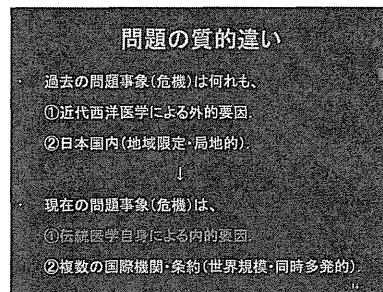
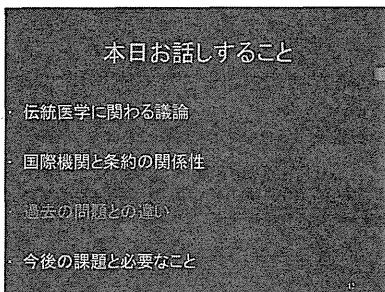
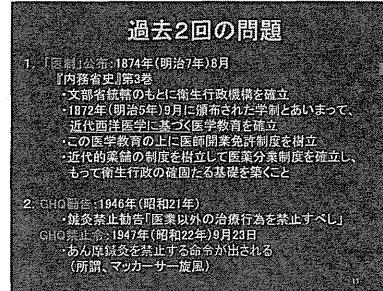
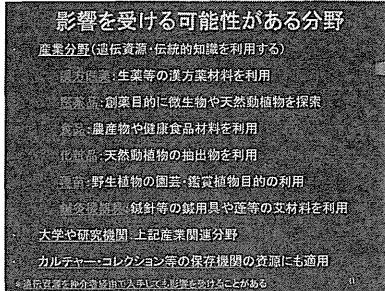
職歴：

昭和50年4月 味の素株式会社中央研究所微生物科学研究所入社
平成元年2月 アメリカ味の素株式会社社員研修部門出向
平成7年7月 味の素株式会社中央研究所 研究管理部課長
平成9年7月 味の素株式会社医薬事業部 副部長
平成11年5月 Ajinomoto Pharmaceutical USA Inc. 社長&CEO
平成13年7月 味の素株式会社知的財産センター次長
平成19年7月 味の素株式会社経営企画部 専任部長
平成20年7月 一般財團法人バイオ産業情報化コンソーシアム出向
研究開発本部長、JBIC研究所長
平成24年10月 国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 対策チーフ チームリーダー

著書

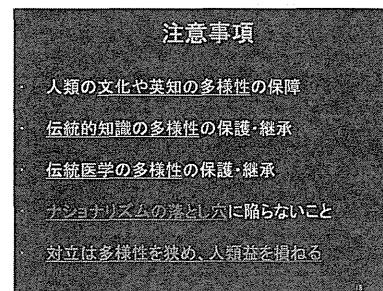
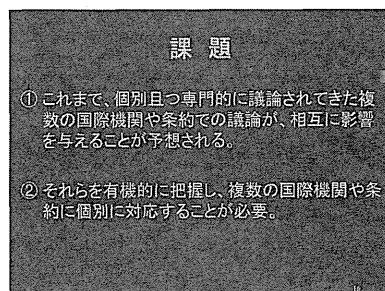
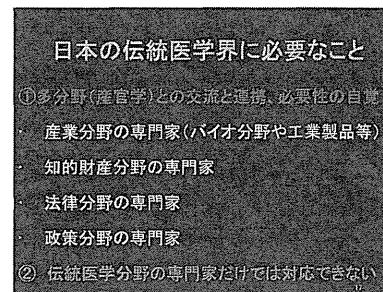
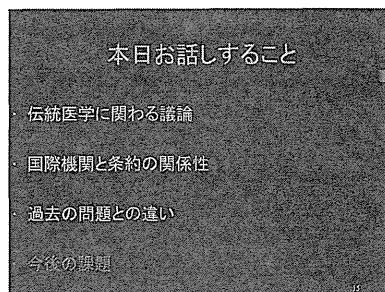
- 森岡一（共著）：『バイオ・医薬品業界におけるライセンス契約と被覆の関係について、財團法人 知的財産研究所編『知的財産ライセンス契約の保護—ライセンサーの破産の場合を中心とした』、2004。
- Hajimu Morioka: "Current Status and Future Prospect of Biogeneric Companies in China" in the book titled "Advances in Biopharmaceutical Technology in China", editor Eric S. Langer, BioPlan Associates, Inc., November 2006.
- 森岡一：『生物遺伝資源のゆくえ 知的財産制度からみた生物多様性条約』（三和書籍、2009年）
- 森岡一：『バイオサイエンスの光と影 生物を開い込む組織行動』（三和書籍、2011年）

<div style="text-align: center;"> <p>2015年1月31日(土) 2014年度シンポジウム 「日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況」 小野、眞林 公益財団法人未来工学研究所 nancefeng.or.jp</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>本日お話しすること</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統医学に関わる議論 国際機関と条約の関係性 過去の問題との違い 今後の課題 </div>														
<p>1</p>	<p>2</p>														
<div style="text-align: center;"> <p>本日お話しすること</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統医学に関わる議論 国際機関と条約の関係性 過去の問題との違い 今後の課題 </div>	<div style="text-align: center;"> <p>伝統医学に関わる議論①</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ISO(国際標準化機構)-Technical Committee 215(用語) ② ISO(国際標準化機構)-Technical Committee 249(中医学) ③ WHO(世界保健機関)-ICD-11改定作業での伝統医学 ④ WFAS(世界鍼灸学会連合会)-鍼灸の国際標準化作業 ⑤ WFCMS(世界中医学学会連合会)-中医学の国際標準化作業 ⑥ CBD(生物多様性条約)-遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分(ABS)」 ⑦ WIPO(世界知的所有権機関)-伝統的知識(遺伝資源関連む) </div>														
<p>3</p>	<p>4</p>														
<div style="text-align: center;"> <p>伝統医学に関わる議論②</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ UNESCO(国連教育科学文化機関)-伝統医学の世界遺産登録 韓国(2009年「東医宝鑑」を世界記憶遺産に登録完了) 中国(2010年8月、「中医鍼灸」を無形文化遺産へ登録申請) 中国(2010年11月、「中医鍼灸」を無形文化遺産へ登録完了) 中国(2011年5月、「黃帝内經」を世界記憶遺産へ登録完了) 中国(2011年5月、「本草綱目」を世界記憶遺産へ登録完了) ⑨ TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)-遺伝資源と伝統的知識 </div>	<div style="text-align: center;"> <p>TPP交渉で扱われる分野</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">TPPの基本的分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 1. 経済政策の透明性 TPPは各加盟国が自らの経済政策を明確に示すことで、透明性を確保していく。TPPが実現するにあたっても、政治的判断が影響する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 2. 公益的分野や新しい分野を扱う規制的な分野 TPPの新規分野は規制緩和や規制改革によって、規制の透明性を確保する。また、規制の効率化によって、規制の範囲を縮小する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(1) 資本規制 ・金融規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(2) 通商規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(3) 税制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(4) 服務規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(5) 知的財産 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(6) 環境規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(7) 労働規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>(8) 土地規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	TPPの基本的分野		1. 経済政策の透明性 TPPは各加盟国が自らの経済政策を明確に示すことで、透明性を確保していく。TPPが実現するにあたっても、政治的判断が影響する。		2. 公益的分野や新しい分野を扱う規制的な分野 TPPの新規分野は規制緩和や規制改革によって、規制の透明性を確保する。また、規制の効率化によって、規制の範囲を縮小する。		<p>(1) 資本規制 ・金融規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(2) 通商規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(3) 税制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(4) 服務規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(5) 知的財産 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(6) 環境規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(7) 労働規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(8) 土地規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>
TPPの基本的分野															
1. 経済政策の透明性 TPPは各加盟国が自らの経済政策を明確に示すことで、透明性を確保していく。TPPが実現するにあたっても、政治的判断が影響する。															
2. 公益的分野や新しい分野を扱う規制的な分野 TPPの新規分野は規制緩和や規制改革によって、規制の透明性を確保する。また、規制の効率化によって、規制の範囲を縮小する。															
<p>(1) 資本規制 ・金融規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(2) 通商規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>														
<p>(3) 税制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(4) 服務規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>														
<p>(5) 知的財産 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(6) 環境規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>														
<p>(7) 労働規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>	<p>(8) 土地規制 ・規制緩和 ・規制改革 ・規制の透明化 ・規制の効率化 ・規制の範囲の縮小</p>														



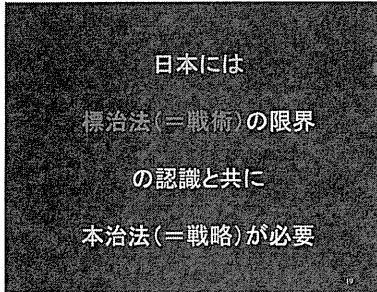
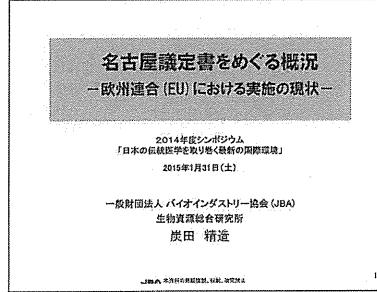
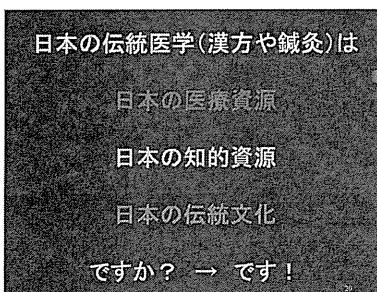
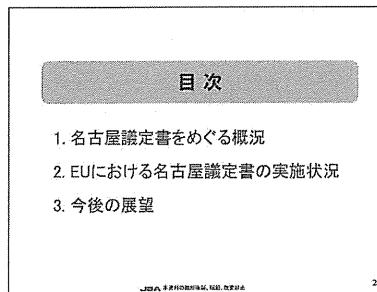
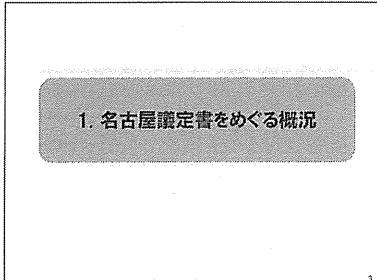
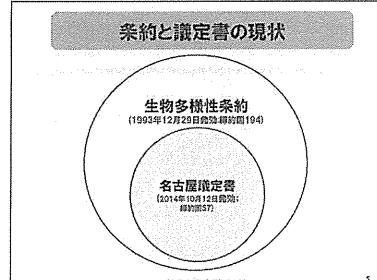
6

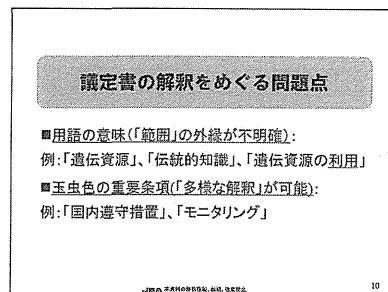
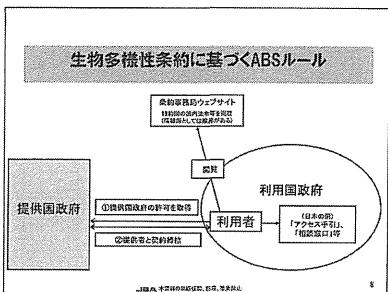
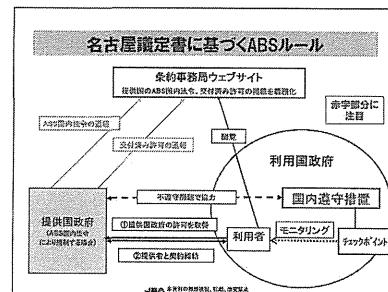
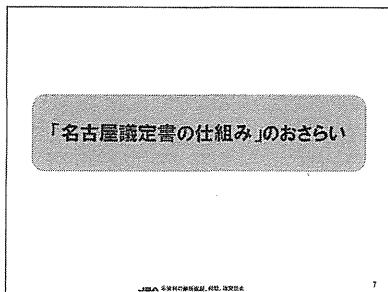
7



8

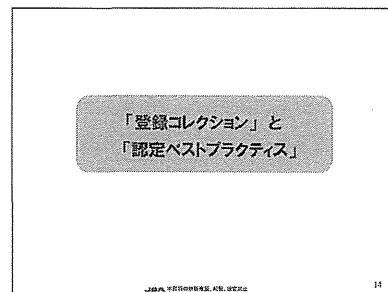
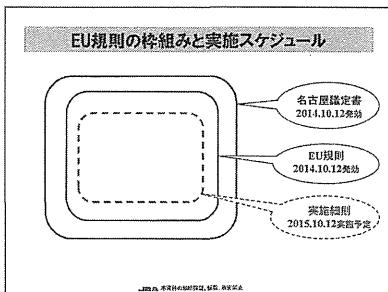
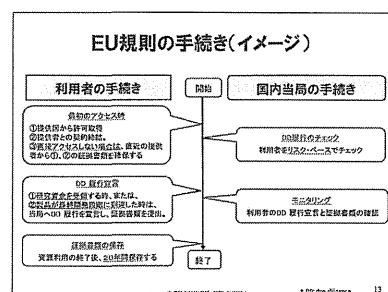
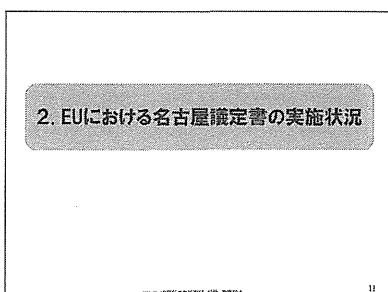
9

 <p>日本には 標治法(=戦術)の限界 の認識と共に 本治法(=戦略)が必要</p>	 <p>名古屋議定書をめぐる概況 —EUにおける実施の現状—</p> <p>2014年度シンポジウム 「日本の伝統医学をめぐる公的・民間の開拓環境」 2014年1月1日(土)</p> <p>一般財団法人 バイオインダストリー協会 (JBA) 生物資源総合研究所 岸田 精造</p> <p>JBA 大河内和也氏著, 2014年1月1日(土)</p>
 <p>日本の伝統医学(漢方や鍼灸)は 日本の医療資源 日本の知的資源 日本の伝統文化 ですか？ → です！</p>	 <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none">1. 名古屋議定書をめぐる概況2. EUにおける名古屋議定書の実施状況3. 今後の展望 <p>JBA 大河内和也氏著, 2014年1月1日(土)</p>
10	11
 <p>名古屋議定書が国際発効した</p> <ul style="list-style-type: none">■ 発効日: 2014年10月12日■ 批准国: 57カ国(2015年1月18日現在) 開発途上国: 50カ国(アフリカが半数。中国は未批准) 先進国: 7カ国(スイス、ノルウェー、スペイン、ハンガリー、デンマーク、メキシコ、模倣としてのEU)	 <p>日本の現状</p> <ul style="list-style-type: none">■ 2012年9月 - 2014年3月: 環境省が「国内措置のあり方検討会」を設置。産業界、学術界等の専門家による検討を実施。(2014年3月に報告書を公開) ■ その後、政府の関連省庁連絡会・作業部会で検討中と伝えられる。内容はまだ公表されていない。
12	13



14

15



16

17

<p>「登録コレクション」の仕組み</p> <pre> graph TD EC[欧洲 委員会] --> NC[コレクション 登録コレクション] NC --> DA[国内当局] DA -- ①確定 --> DA DA -- ②登録 --> DA DA -- ③資源分担 --> DA DA -- ④DD履行と見做す --> DA DA --> U[利用者] DA --> P[提供国] P --> DA P --> U </pre> <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 15</p>	<p>議定書の問題点へのEUの対応</p> <p>その1:「外縁が不明確な用語」</p> <ol style="list-style-type: none"> 「遺伝資源」「議定書の定義」のまま使用 「伝統的知識」:原住民または地域社会の保有するものであり、契約書(MAT)に記載されたもの 「遺伝資源の利用」:「新製品開発を目指した過程」のニュアンスで使われている(ただし、明文化はしていない) <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 17</p>
<p>「認定ベストプラクティス」の仕組み</p> <pre> graph TD EC[欧洲 委員会] --> BP[ベストプラクティス登録簿] BP --> DA[国内当局] DA -- ①確定 --> DA DA -- ③DD履行と見做す --> DA DA --> UG[利用者団体 分野別] UG --> DA DA --> UG UG --> U[利用者] UG --> P[提供国] P --> DA P --> UG </pre> <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 16</p>	<p>議定書の問題点へのEUの対応</p> <p>その2:「多様な解釈が可能な条項」</p> <ol style="list-style-type: none"> 「遵守措置」の中味: <ol style="list-style-type: none"> 利用者に「相当の注意義務(Due Diligence, DD)」を課し、 国内当局がリスク・ベースでDD履行をチェックし、 所定の段階(次のスライド参照)に達した時、利用者が国内当局へDD遵守宣言と証拠提出を行う。 不遵守には罰則もあり得る。 <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 18</p>
<p>18</p>	<p>19</p>
<p>議定書の問題点へのEUの対応</p> <p>その2(続き):「多様な解釈が可能な条項」</p> <p>2)「モニタリング」:</p> <ol style="list-style-type: none"> 研究資金を受領する時、または、 製品が最終開発段階に到達した時に、 利用者がDD遵守宣言と証拠提出を行い、これを受けて、国内当局がチェックすること <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 19</p>	<p>歐州委員会の今後の予定</p> <pre> graph LR A[名古屋議定書] --- B[EU指針 2014.10.12実施] B --- C[実施細則 2015.10.12実施予定] C --- D["実施要領" 2015.10.12以降に実施予定] </pre> <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 20</p>
<p>20</p>	<p>3. 今後の展望</p> <ol style="list-style-type: none"> EU規則の実施細則は2015年10月に実施予定であるが、検討が不十分な部分は形を変えて先送りの可能性が大。 日本は産業界、学界の実態を踏まえて、日本にふさわしく、実施可能な具体的な方法の検討が必要。 議定書実施の条件は世界的にまだ整っていない。今後も、国際的な情報収集と分析が重要。 <p>JMA *ヨーロッパの規制、EU規則 21</p>

ご聴聽ありがとうございました。

JMA ANNUAL MEETING 2014

23

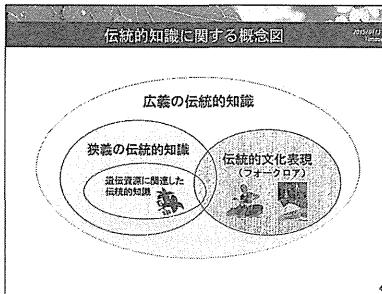
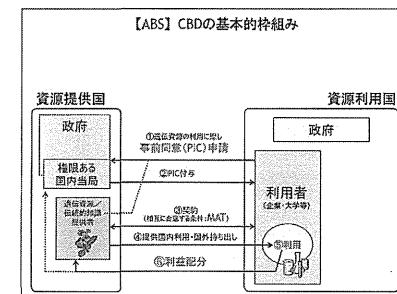
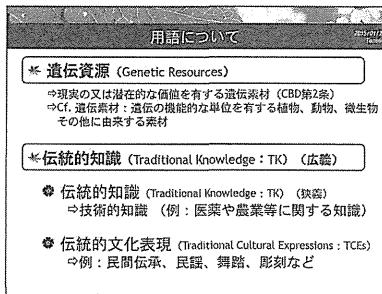


Outline

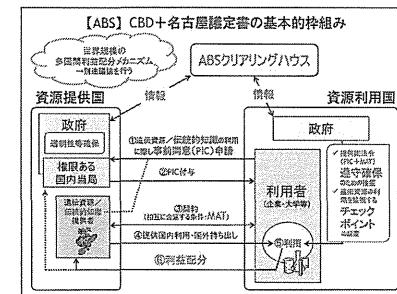
1. 遺伝資源・伝統的知識（TK）について
2. 名古屋議定書の概要
3. TKに関する国内の動き（あり方検討会）
4. 伝統的知識の保護の視点
5. TKに関する国際的な動き（WIPOを中心に）
- 6.まとめ

22

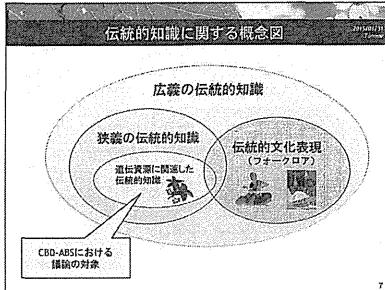
23



24



25



名古屋議定書のTK関連規定①
(外務省仮訳文)

▶ 第3条 適用範囲
 ⇨ この議定書は、条約第15条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。
 ⇨ この議定書は、また、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益について適用する。

▶ 第7条 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供
 ⇨ 特別な形態、国内法合意、遺伝資源に関する伝統的な知識について、当該居住地の社会及び地元社会が持つものについて、当該居住地の社会及び地元社会の代表者の同意に基づき承認及び承諾を得て取得されること並びに相互に合意する条件が規定されていることを確保するために適切な措置をとる。

名古屋議定書のTK関連規定②

▶ 第16条 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の分配に関する国内の法令及び規則の規定
 ⇨ 1. 締約国は、遺伝資源に關連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものについて、居住民の社会及び地元社会が存在する他の締約国との間で法律又は規則であって取得の権利及び利益の部分に関するものについて、事前の情報に基づくこれらの社会の同意により又はこれらの社会の承認及び参加を得て取扱されており、並びに相互に合意する条件が規定されていることならう。適宜、適当で効果的な、かつ、均衡のされた立派な、行政上又は法律上の位置をとる。
 ⇨ 2. 締約国は、この規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適切で効果的な、かつ、均衡のされた措置をとる。
 ⇨ 3. 締約国は、可能なかつ適切な場合には、IIに規定する取扱の権利及び利益の部分に関する国内の法令又は、規則の違反が申し立てられた事案について協力する。

名古屋議定書による国内措置のあり方検討会報告書（TK関連）

(3) 適用の範囲
 ① 対象とする他の締約国
 (検討すべき事項)
 ④(3)④に記載するように、議定書第10条1に基づく形で他の締約国の遺伝資源に関する伝統的な知識を遵守措置の対象とする場合には、遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供について定めた規定第7条には、遺伝資源の取得の機会の提供に係る規定である議定書第8条に記載する内容が含まれていないことを踏まえた検討が必要であること(Ⅱの①及び③参照)。

⑤遺伝資源に関連する伝統的な知識の取り扱い
 遵守措置の対象となるのは、他の締約国の居住民社会及び地元社会が持つ遺伝資源に関連する伝統的な知識とし、議定書第3条や第7条、第16条で規定される範囲内の中には規定するべきである。

名古屋議定書による国内措置のあり方検討会

* 名古屋議定書による国内措置のあり方検討会

環境省主導の下、我が国の国内措置のあり方について、産業界及び学術界の有識者等により構成された検討会が設置され、検討が進められた。
 ▶ 検討会の構成については以下を参照。
<http://www.menri.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>
 ▶ 2012年9月～2014年3月の間に16回の検討会が開催され、その検討結果をまとめた報告書が2014年3月20日に公表された。

報告書
 <三本柱>
 第Ⅰ章：名古屋議定書について
 第Ⅱ章：名古屋議定書の主要内容
 第Ⅲ章：名古屋議定書に対する国内措置のあり方による意見のまとめ
 ▶ 検討会員の意見を取りまとめた章

名古屋議定書による国内措置のあり方検討会報告書（TK関連）

(検討すべき事項)
 -遺伝資源に関連する伝統的な知識については、条約や議定書において定義がなされていないにもかかわらず、提供国からの情報提供がなければ当該提供国の法令の対象ともいわれるものを利用者が把握し、その取得に際して当該法令を遵守することに困難が生じる。また、議定書第12条の規定は、こうした状況に対応するものとなっており、提供国に対して、ABSシリアルナンバースを通して行なわれる組合せ、遺伝資源に関連する伝統的な知識の潜在的な利用者にその義務について知らせるための仕組みを確立することを求めている。これのことを踏まえて、提供国が法令において対象とする他の居住民社会及び地元社会が持つ遺伝資源に関連する伝統的な知識の種類等の一覧を作成しABSシリアルナンバースを通じて周知しているものの範囲内にて、遵守措置の対象とするものを見めること。一方で、議定書第12条の規定は提供国にて一覧を作成を行うことで求められるものではなく、このため、一覧を作成しない提供国の遺伝資源に関連する伝統的な知識を遵守措置の対象から除外する根拠はないことに留意し、こうした提供国の遺伝資源に関連する伝統的な知識についての扱い。

伝統的知識の保護の視点

① 伝統的知識の保護

1. 構成的保護（Positive Protection）
 - ◎ TK保有者への権利の付与
 - 契約による保護
 - 既存の知財制度による保護
 - 特別の制度による保護
2. 防衛的保護（Defensive Protection）
 - ◎ 第三者による伝統的知識の利用を阻止
 - TKの文化化・電子化
 - 伝統的知識の出所開示

WIPOでの議論

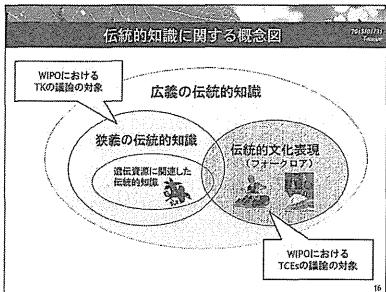
知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)

⇒ 2009年のWIPO総会で設立された。
⇒ WIPO一般部会が決定する2年ごとのマニフェストによって議論が進められる。

議論の状況

- * 知的財産と遺伝資源に関する文書案
- * 知悉の伝統的知識
 - 既存の知財制度に対する規定
 - 伝統的文化表現(TCE)
- * 伝統的文化表現の保護に関する規定案

⇒ 2014年7月の第2回IGCでは、2015年の作業計画について合意の形成ができます。
同年9月のWIPO加盟総会で議論が実施されたが決議はなく、作業計画の決定ができなかった。そのため、2015年にはIGCの開催は予定されていません。



遺伝資源に関する文書案

第1条	文書の対象
第2条	[文書の範囲]
第3条	[開示要件]
第4条	[例外及び制限]
第5条	[PCT] 及び [PLT] との関係
第6条	割合及び救済
第7条	[新たな開示要件の否定]
第8条	[相当の注意義務]
第9条	[誤った特許付与の防止と在後の行動規範]
第10条	国際協定との関係
第11条	国際協力
第12条	国境を越えた協力
第13条	技術援助、協力及び能力構築

(出典) Consultative Document Relating to Intellectual Property and Genetic Resources, WIPO/CNTR/2014/Rev.1, 2014

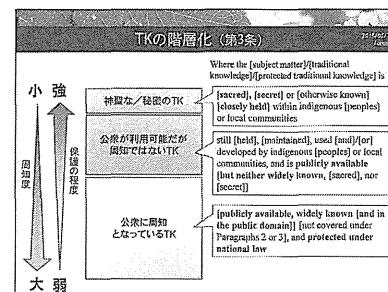
30

31

伝統的知識に関する規定案

第1条	【保護】 / 【文書】の対象
第2条	保護の受益者
第3条	保護【の基準及び】範囲
【第3条の2】	確実な持置
第4条	制裁、救済及び権利行使／適用
【第4条の2】	開示要件
第5条	【権利】 / 【利益】の管理
【第6条】	例外及び制限
第7条	保護/権利期間
第8条	方式
第9条	経過措置
第10条	他の国際協定との関係
第11条	内閣府待遇
第12条	国境を越えた協力

(出典) The Functions of Traditional Knowledge: Draft Articles, WIPO/GRTKF/IC/12/5 (Rev. 2, 2014)



TKの保護に関する主要論点

- * 伝統的知識の定義
 - △これまでの議論から定義づけは困難。包括的な定義にしつつ、受益者との関連度合いを考慮。
- * 受益者の範囲
 - △国を含めるか否か
- * 保護対象
 - △TKの分類=階層的アプローチ
- * 保護の方法
 - △権利付与 or 行為規制
 - △人格権など

まとめ

国内

- ◎ 我が国の具体的な国内措置

海外

- ◎ CBD : COP13 (2016年11月@メキシコ)
- ◎ WIPOの動き
- ◎ 各国国内法の整備
 - △ 例：中華人民共和国中医藥法（草案）
 - △ 中医薬に係る伝統的知識の保護、伝統的知識権有者のPIRB利益分配に関する権利を規定し、詳細については別途立法を行おうとしている（第4条）

32

33

ポイント

- 1993年12月29日 CBD発効
- 2014年10月12日 NP発効
- 日本がNPを批准 日本でNP発効

→

- 提供国にABS法あり → PIC+MAT+BS
- 提供国にABS法なし → 不遵守の場合
→ 日本国内で
遵守措置がう
れれる
- 提供国にABS法なし → 手続き不要

対応

- アフリカは「提供
国の地位
・審査権」
- 対応
アフリカは「提供
国の地位
・審査権」

生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響

伝統的知識(伝統医学知識)データベース利用の現状と将来

JLOM2015年講演会
2015年1月31日
国立遺伝学研究所
森岡 一

ご清聴ありがとうございました
Contact: tanoue@tokai-u.jp

生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響(目次)

- 伝統医学知識データベースの利用
 - 伝統的知識の知的財産化による利益確保化
 - 伝統的知識の法規制による利益確保化
- 中国生物多様性戦略に基づく伝統医学の発展戦略
 - 生物多様性保護戦略2011-2030
 - 2014年中国国家知的財産戦略実施推進計画
- 日本の伝統医学の保護と発展のための提言
 - 日本の伝統医学のデータベース化によるプレミアム化
 - 名古屋議定書国内措置での伝統的知識保護政策

34

35

伝統的知識(伝統医学)データベースの変遷

```

graph TD
    A[分析・保存(医学・農学研究、民俗学)  
・伝統的知識の保全] --> B[生物多様性条約  
・権利のめざめ]
    B --> C[誤った特許阻止  
・TOL  
・中国伝統医学特許  
データベース]
    B --> D[事物から人口へ拡大  
・インボイドの多様性登録  
・ブランド・セラード・人民医局方  
・韓国伝統的知識データベース]
    B --> E[複合・プレミアム化促進  
・南アフリカ伝統的知識  
記録システム]
    C --> F[現行法制度による保護  
・特許出願出所開示  
・ワットドック制度]
    C --> G[新しい権利付与(Sui generis)  
・インドケーララ州伝統的知能財産政策  
・タヒチ統治のタヒチの伝統的知識と民法  
・南アフリカ新たな利益分配システム]
    D --> H[名古屋議定書  
・法的強制力]
    E --> I[民間のプレミアム  
システム  
・セントレード  
制度]
    F --> J[誤った特許付与阻止]
    G --> J
    H --> J
    I --> J
  
```

**生物多様性条約に基づく
伝統的知識のデータベース化によ
る特許化阻止**

誤った特許付与阻止

36

37

中国伝統医学のエータベース化

- 「中国軍事本草」: 薬用植物530種、経験処方800余種、写真2000枚収録
 - 全国で軍事目的に使用できる主要な中草薬類と分布を収載
 - 軍事的緊急区域や、軍事管理区域・抑制区域内の薬用動植物および、それらが関連する生態地理環境も収載
- 「チベット医薬大典」(「藏医藥大典」): 全60巻、6,000万字、638部のチベット医薬古代書籍および近現代を代表する書籍を収録
 - チベット医学史・古代医学書籍・四大医学经典・臨床医学書・薬物鑑別・薬物方剤・薬材の炮製・儀軌(儀式を執り行う規則)・頌詞(ほめたたえる言葉)など8大部門

中国伝統医学特許データベース

- 中国知識産権局(SIPO)が2001年に設置
- 1985年4月から現在までの中国伝統医学に関連する特許を収載、毎月更新中
- 伝統医学特許12,024件、処方31,283件収載

38

39

インド伝統医学知識デジタルライブラリー(TKDL)		
・伝統医学書物のデジタルデータベース化		
・主に特許出願の新規性審査に利用(日、欧、米)		
サンクルスティック デジタルライブラリーアンドアーカイブスの数 和合書籍の数		
Ayurveda	75	94,477
Unani	10	139,856
Siddha	50	18,585
Yoga	15	1,470
全体	150	254,388

伝統的知識の 知的財産からの制限強化

出所開示要件から遵守証明書へ

日本企業の欧州出願特許のインドTKDLを基にした
三権審査機関の指摘(2014)

EPO EP1 extracts from the Indian TKDL 583522 Improves anti-sleeping agent, muscle strength improved Composition for preventing and/or treating fibrosis causing compositions EPO EP2 originating in the field of tree belonging to the genus Salix (use of Salicin and Salicin derivative for the treatment of fibrosis) Composition for oral administration, Use of Lemons for the treatment of obesity and as Slimming agent)	Kao Corporation 1-10, 1-10, Nishi-Asahi-cho, Kanagawa-ku, 221-0051 Japan	Application No. 2005/70/12 2004/7/21 withdrawn on 21- Feb-2014 and closed on 23- Mar-2014
Mitsui Co., Ltd., 4201-3, Miyachidai, Hatsudai-ku, 142-0064 Japan	Applicant amended the description on 17.06.2014	Unitika, Ltd./ Japan 2008/6/26 2014/7/4 Applicant amended the claims on 04.08.2014

インド生物多様性法2002に基づく特許出願許可証

38

39

中国改正特利法の生物多様性条約関連条項

第5条第2項 遺伝資源によって完成された発明創造については、該当する遺伝資源の入手あるいは利用が、関連する法律、行政法規に違反している場合は、专利権を付与しない。	第26条第5項 遺伝資源により完成された発明創造について、出願者は特許出願書類上でその遺伝資源の直接的由来(source)と原始的由来(origin)を申告しなければならない。出願者が原始的由来について申告できない場合はその理由も説明しなければならない。
--	--

伝統的知識の利益化の法的手段

- 伝統医学知識にある種の権利を与え、利用から利益を得る
 - 文献記載知識から口頭知識への拡大
 - インド人民知識登録
 - プラジルセラードの人民薬局方
 - 伝統医学知識からその他の知識への拡大
- 課題：
 - 集団の知識の権利者の認定と利益配分方法
 - 伝統的利用者の保護
 - パブリックドメインの伝統的知識保護
 - インドKerala州では州政府の所有物とし、みんなに利用させる共産主義的発想

特許出所開示制度の実施状況(個人情報)

- 中国知識産権局の情報(2014年12月)
 - 特許法第5条第2項によって拒絶されたケースは無い(そもそも該当するような出願がない)
 - 特許法第26条第5項によって拒絶されたケースも無い
 - 遺伝資源を取得するための直接的由来や、遺伝資源が属する生物体の原始的由来について、「登記票」に明記がない、或いは明記がない点について理由説明がない出願は無い

名古屋議定書実施による合法的手段の拡大

- 中国からの資源の移動
 - 草薙栽培・製造法に関する伝統的知識の保護による制限(伝統的知識PIC認可制度)
 - 中医薬伝統的知識そのものの権利化による利益配分の強化
 - 出所開示から遵守証明書による特許化阻止強化
- 中国以外からの資源の移動
 - 名古屋議定書の厳格な実施によるPIC制限
 - 利益配分の要求、プレミア化高まる
 - 出所開示から遵守証明書による特許化阻止

40

41